

定 款

一般社団法人京都府介護老人保健施設協会

一般社団法人京都府介護老人保健施設協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人京都府介護老人保健施設協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 この法人は京都府内において開設又は開設準備中の介護老人保健施設、並びにこの法人の設立目的に賛同する者相互の連携により、介護老人保健施設の向上発展と社会的使命の遂行を図り、高齢者等の保健医療・福祉の増進に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設の管理運営の適正化及びサービスの質の確保向上に関する調査及び研究。
- (2) 介護老人保健施設の経営に関する調査及び研究。
- (3) 高齢者の保健医療・福祉に関する調査研究と情報提供及び普及啓発。
- (4) 関係機関及び関係団体との協議並びに連絡・調整。
- (5) 介護老人保健施設の施設職員及び関係者に対する専門知識・技術等の研修。
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(法人の構成員)

第4条 この法人の会員は次に掲げる者をもって構成する。

(1) 正会員

京都府内で介護老人保健施設を開設し、本会の目的に賛同して入会した介護老人保健施設の代表者。

(2) 準会員

京都府知事の許可をうけ介護老人保健施設を開設準備中で本会の目的に賛同する介護老人保健施設の代表者又は開設準備責任者。

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同する法人又は個人。

2 前項の介護老人保健施設の代表者とは、介護老人保健施設の開設者又は管理者（施設長を含む）或いは開設者が指名したものとする。

3 第1項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

4 会員の氏名または会員が所属する団体の名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の事務所に備え置きして閲覧できるものとする。

(会員の資格の取得)

第5条 この法人の正会員、準会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 この法人の活動に経営的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって、その会員を除名することができる。但し、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により会員を除名するときは、その会員に総会の一週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、除名した会員にその旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員が所属する施設等を退職した場合、又は第4条第2項に定める代表者でなくなったとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (5) 2年以上会費を滞納したとき。
- (6) 会員が所属する団体が解散したとき。
- (7) 除名されたとき。
- (8) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第9条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第15条 総会の議長はその総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

- 第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において第17条の規定する総会に出席したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

- 第19条 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使する場合は、総会の日時の直前のこの法人の業務終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を書面又は電磁的方法でこの法人に提出しなければならない。
- 2 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちから会議において選出された2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上13人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第28条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、多年会長の職にあつて、この法人に顕著な功労ある者を総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、この法人に功労ある者又は学識経験ある者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員任期と同じとする。

- 4 名誉会長、顧問及び参与は会長の諮問に応じ総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、決議に加わることができない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(法令準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに関係法令に従う。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 3 この法人の最初の理事の任期は、第25条の規定にかかわらず、法人設立後最初の定時総会の時までとする。
- 4 この法人の設立時会員（設立時社員）は次のとおりとする。

設立時会員（設立時社員）

氏名 中島 徳郎

設立時会員（設立時社員）

氏名 尾内 善四郎

設立時会員（設立時社員）

氏名 野稲 貞雄